

指 定 確 認 検 査 機 関 票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指 定 の 番 号	国土交通省関東地方整備局長 第 1 9 号
指 定 の 有 効 期 間	令和 2 年 6 月 2 3 日から令和 7 年 6 月 2 2 日まで
機 関 の 名 称	一般財団法人 さいたま住宅検査センター
主たる事務所の住所	埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目 1 2 番 3 号 電話番号 0 4 8 (6 2 1) 5 1 1 1
代 表 者 氏 名	理事長 福島 克季
業 務 区 域	埼玉県、東京都(島しょ部を除く)、千葉県、茨城県、 栃木県、群馬県及び神奈川県全域
指 定 の 区 分	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定機関等 に関する省令(平成 1 1 年建設省令第 1 3 号) 第 1 5 条各号に掲げる区分
取 り 扱 う 建 築 物 等	すべての建築物・工作物・建築設備
実施する業務の態様	建築確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定